高座清掃施設組合条件付一般競争入札の参加条件に関する事務取扱基準

平成24年３月29日決定

（趣旨）

第１条　この基準は、条件付一般競争入札（以下「入札」という。）の適正な実施を確保するため、高座清掃施設組合条件付一般競争入札等事務取扱要領（以下「取扱要領」という。）第19条の規定に基づき、一般競争入札の参加条件の決定に関し必要な事項を定める。

（発注区分）

第２条　組合長は、入札を次表の区分により発注する。

発注区分	参加対象事業者
第１区分	第１区域の事業者
第２区分	上記区域及び第２区域の事業者
第３区分	上記区域及び第３区域の事業者
第４区分	上記区域及び第４区域の事業者
備考 この表において「区域の事業者」とは、別表第１のとおりとする。	

（発注区分及び経営事項審査総合評定値の設定）

第３条　発注区分及び経営事項審査総合評定値は、別表第２に定めるとおり、設計金額に応じ設定する。ただし、対象者（取扱要領第３条第１号に掲げる競争入札参加資格者名簿へ登載された者のうち、入札案件ごとに別に定める入札参加条件を満たす者をいう。）が、次表に定める対象者数に満たない場合には、対象者数が確保できる発注区分及び経営事項審査総合評定値を設定するものとする。

発注区分	対象者数	備　　考
第１区分	５者以上	設計金額150万円以下（工事は300万円以下）の案件の場合は、対象者数を３者以上と読み替える。
第２区分	７者以上	
第３区分	10者以上	
第４区分	―――	

２　前項の規定にかかわらず、次に掲げる入札については、発注区分及び経営事項審査総合評定値を高座清掃施設組合入札・契約制度検討委員会の意見を聴き、定めることができる。

（１）　組合議会の議決を必要とする契約に係る入札

（２）　特定建設工事共同企業体を結成して行う契約に係る入札

（３）　その他組合長が必要と認める入札

（発注区分の拡大）

第４条　発注区分が第１区分、第２区分又は第３区分で入札の公告をした場合に、申込者が２者に満たないときは、入札日を変更する場合を除き、発注区分を第４区分に拡大して、再度、入札の公告を行う。

２　過去に実施した入札と契約目的及び履行内容の大部分が同じ入札を執行する場合、前回の入札の落札者が属する発注区分が別表第２に規定する設計金額に応じた発注区分以外の場合は、当該落札者が属する区分に拡大して行う。

３　前項の規定にかかわらず、特殊工法ほか高度な技術力が必要な工事等を施工する場合及び競争の確保が見込まれない場合で、組合長が必要と認めるときは、発注区分を拡大することができる。

（手持件数による参加制限）

第５条　組合長は、入札の参加条件を定める場合において、手持件数（開札の日から組合が工事の完成又は業務の完了を確認した日までの間にある契約の件数をいう。）の上限数を定め、工事等の品質の確保等適正な入札執行に必要である場合に限り、その上限を超える者の入札参加を制限する条件を定めることができる。

（落札件数による落札制限）

第６条　組合長は、工事等の品質確保等及び委託等の履行確保等に必要である場合は、入札執行にあたり落札件数を制限する条件を定めることができる。

（単独での参加制限）

第７条　中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第３条第１号に規定する事業協同組合で入札参加の申込みをした場合、当該事業協同組合の組合員は、単独で

同じ入札に参加することができない。

（無断取止めによる参加制限）

第８条　入札を無断で取り止めた者は、当該入札の開札の日から起算して20日以内に公告される入札に参加できない。

（入札者の失格）

第９条　次に掲げる場合は、入札者を失格とする。

（１）　工事案件の入札時に工事費積算内訳書の提出がない場合

（２）　代表者印のない入札書による入札を行った場合

（３）　委任状に代表者印又は入札の権限を委任された者の印がない場合

（４）　委任状を提出し、代理人が行う入札において、入札書の代理人氏名欄に記名押印がない場合

（５）　入札書に誤りがある場合

（６）　予定価格を公表した入札において、当該金額を超える金額により入札を行った場合

（７）　最低制限価格未満の金額により入札を行った場合

（８）　履行確認調査において、履行が確保できないと判断された場合

（入札辞退）

第１０条　入札を辞退する場合の手続きは、次に掲げるとおりとする。

（１）　入札前に辞退する場合は、辞退届を提出すること。

（２）　入札中に辞退する場合は、口頭による申し出又は入札書に辞退の旨を記載し提出すること。

（落札者の保留）

第１１条　入札した最低金額が、予定価格と比較して50％未満である場合には、落札者の決定を保留する。

附　則

１　この基準は、平成24年４月１日から施行し、同日以後に公告する入札について適

用する。

２　高座清掃施設組合条件付一般競争入札等事務取扱基準取扱要領は、廃止する。

３　この基準施行の際、旧高座清掃施設組合条件付一般競争入札等事務取扱基準取扱要領の規定によりなされた手続きその他の行為は、この基準の相当規定によりなされた手続きその他の行為とみなす。

附　則（令和７年６月18日決定）

この基準は、令和７年６月18日から施行し、同日以後に公告する入札について適用する。

別表第１（第２条関係）

区域の事業者

第１区域の事業者	本店所在地が海老名市内にあり、高座清掃施設組合の入札契約に関する代理人（以下「受任者」という。）を海老名市外に設けていない登録業者 ただし、海老名市内における実質的な営業実態がある場合に限る。
第２区域の事業者	本店所在地が海老名市外にあり、海老名市内に受任者を設けている登録業者 ただし、海老名市内における実質的な営業実態がある場合に限る。
第３区域の事業者	本店所在地が座間市、綾瀬市、寒川町、大和市、厚木市、伊勢原市、秦野市、愛川町、清川村にあり、受任者を海老名市内に設けていない登録業者及び第１区域又は第２区域に該当しない官公需適格組合である登録業者
第４区域の事業者	第１区域から第３区域までに該当しない登録業者

区域の事業者に関する特記事項

１　新たに海老名市内に本店を設けて、競争入札参加資格認定を受けた事業者
・海老名市に本店を開設して、１年以上経過していることを要件として第１区域の事業者とし、要件を満たすまでの期間は第２区域の事業者とする。

２　新たに海老名市内に受任者を設けて、競争入札参加資格認定を受けた事業者
・海老名市に受任者を開設して１年以上経過していることを要件として第２区域の事業者とし、要件を満たすまでの期間は第３区域の事業者とする。

別表第２（第３条関係）

設計金額による発注区分

【工事（土木一式】

発注区分	設 計 金 額	経営事項審査総合評定値（該当工種）	そ の 他
第１区分	２千万円未満	―――	
	２千万円以上６千万円未満	―――	
	６千万円以上９千万円未満	550 点以上	

	９千万円以上１億５千万円未満	650 点以上	
	１億５千万円以上２億円未満	700 点以上	
第２区分	２億円以上２億５千万円未満	700 点以上	
第３区分	２億５千万円以上３億円未満	800 点以上	
第４区分	３億円以上	900 点以上	

※経営事項審査総合評定値は、特段の理由がある場合において、この表によらず工事の内容や過去に実施した入札状況に応じて変動させることができる。

【工事（土木一式以外）及び製造の請負】

発注区分	設 計 金 額	経営事項審査総合評定値（該当工種）	そ の 他
第１区分	６千万円未満	―――	
	６千万円以上９千万円未満	500 点以上	
第２区分	９千万円以上１億５千万円未満	700 点以上	
第３区分	１億５千万円以上２億５千万円未満	700 点以上	
第４区分	２億５千万円以上３億円未満	800 点以上	
	３億円以上	900 点以上	

※経営事項審査総合評定値は、特段の理由がある場合において、この表によらず工事の内容や過去に実施した入札状況に応じて変動させることができる。

【コンサル・一般委託・物品】

発注区分	設 計 金 額
第１区分	３千万円未満
第２区分	３千万円以上５千万円未満
第３区分	５千万円以上６千万円未満
第４区分	６千万円以上